水銀排出施設設置(使用,変更)届出書

年 月 日

(あて先) 京都市長

届出者住所フリガナ
名れスリガナ
代表者氏名フリガナ
代表者氏名フリガナ
担当者職氏名

電話 () —

大気汚染防止法第 18 条の 28 第 1 項 (第 18 条の 29 第 1 項, 第 18 条の 30 第 1 項)の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

工	場	又	は!	事 業	場	; D	名	称		※整理番号			
エ	場又	ては	よ事	業 :	場(の所	在	地		※受理年月日	年	月	日
水	銀	排	出	施	設	0)	種	類		※施設番号			
水	銀	排	出	施	設	0)	構	造	別紙1のとおり。	※審査結果			
水鱼	銀排	出	施言	設の	使	用の	方	法	別紙2のとおり。				
水	銀	等	の	処	理	の	方	法	別紙3のとおり。	※備 考			
参	考				事			項					

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則(以下「施行規則」という。)別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、 日本産業規格A4とすること。
 - 5 参考事項の欄に,施行規則様式第1による届出年月日を記載する場合であって,都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1~3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは,別紙1~3の全部又は一部を省略することができる。